

3問 歴史的人物等プライバシー保護の観点からは仮名化する必要がない情報、誤解や偏見に基づく差別等への懸念から特に配慮を要する事案など、一律の基準だけでは適切な仮名加工処理ができない場合が想定されるが、このような場合はどのように対処するのか、法務当局に問う。

- 本法律案では、指定法人が行う仮名処理について、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして法務省令で定める基準に従い、加工をしなければならないものとしており、また詳細な仮名処理の基準は、指定法人の業務規程に定められるものとしている。
- 有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)においては、こうした基準に沿った仮名処理が行われても、
  - ・ 報道された情報等と組み合わせると特定の個人が識別されること
  - ・ 裁判の理解に不可欠な情報が不足してその内容が読み取れなくなることがあり得ると指摘されており、一律の基準だけで仮名処理を行うこととする場合には、こうした課題が生じ得ると認識している。
- そこで、本法律案においては、苦情の処理に関する事項を指定法人の業務規程の必要的記載事項としており、その下で、個別の事案を踏まえた訴訟関係者からの申出を受けて、必要に応じ、指定法人が追加的な仮名処理を実施することとしている。

(参考1) 仮名処理におけるAIの活用(民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・2(1)ウ[18ページ]))

ウ 仮名処理は、情報管理機関が、法令に則して設ける業務規程等に具体的な基準を設け、これに基づき、AI等を活用しつつ、人手による確認作業を経て実施することが想定されるところ、情報管理機関が基準を策定するに当たっては、基幹データベースを有意義なものとすることや訴訟関係者や利用者にとって明確な基準であることが期待されるとともに、運用開始後、不断に見直すことが期待される(後記(6)参照)。

(参考2) (追加的な処理を含む) 事後的な処理について(民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・5(1)[40~43ページ])

ア 情報管理機関は、裁判所から民事裁判情報を取得した後に当該電子裁判書について閲覧等制限決定が行われた場合のほか、利用者等から、①既に行われた仮名処理が前記2(1)の基準に適合していない旨の申出、②個別の事情に応じて前記2(1)の基準以上の仮名処理を求める申出及び③前記2(1)の基準に従った仮名処理により裁判の理解に不可欠な情報が不足している旨の申出を受け付け、必要に応じて、申出の内容を踏まえた事後的な措置を行うとともに、他の利用者に行った措置の内容を通知すべきである(後記(2)参照)。

イ 前記ア②の申出は、訴訟関係者の権利利益が侵害されるおそれのある場合に、当該訴訟関係者等によって行われることが想定され、典型的な例としては、他の情報と組み合わせて犯罪、DV、ストーカー等の被害を受けた者を識別することができる情報を仮名化することの申出等が考えられる。なお、情報管理機関が利用者に民事裁判情報を提供する前にこのような申出が行われた場合、当該情報の仮名化等の必要な措置を実施した上で利用者への提供を行うことが考えられる(後記(2)参照)。

ウ (略)

エ 基幹データベースを構築するに当たっては、収録する民事裁判情報により裁判所の判断及びその過程の分析・検討ができるよう留意する必要があることから、前記2(1)の基準に従った仮名処理により裁判の理解に不可欠な情報が不足している場合には、利用者の申出に基づき、実施した仮名処理を変更する必要がある。なお、この変更に当たっては、単に

置き換えた情報を復元するという方法だけではなく、例えば、日付をアルファベットに置き換え、時系列がわかるような形式にするなど、運用上の工夫の余地があると考えられる。

ただし、前記イの申出に応じて事後的に仮名処理の対象とされた情報については、訴訟関係者の権利利益を保護する必要性から事後的に仮名処理の対象とされたものであって、当該情報については民事訴訟法上の閲覧制度を利用するなど、当該情報にアクセスするための代替手段が考えられることからすれば、再度仮名処理の対象外とすべきものではないと考えられる。

なお、本検討会においては、公人といわれるような人物について、申出に応じて事後的にその氏名を明らかにする必要があるとの意見があった。もっとも、これに対しては、このような事例について氏名を明らかにすることができる者の基準を一義的に定め、その基準に該当するか否かを情報管理機関において電子裁判書そのものから判断することは困難であるとの意見もあった。また、当該人物の氏名そのものが裁判所の判断及びその過程を理解するのに不可欠な情報となることは直ちに想定されず、利用者においても報道等と照らし合わせることによって当該人物の氏名を知ることができるとの意見もあった。

### (参考3) 追加的な処理の対象となる情報の具体例

より具体的に言うと、DV被害者の職業等が追加的な処理の対象となり得る。このほかには、法人の名称については一次的な処理の対象にしないことを想定しているところ、いわゆるパワーハラスメントの事案における被害者の所属する課室の名称等が想定される。

### (参考4) 裁判の理解に必要不可欠な情報が不足している旨の苦情の申出

検討会においては、次のような指摘があったものの、訴訟関係者の氏名や生年月日について、裁判の理解に必要不可欠であるとしてこれらの情報を復元するよう求める申出に対しては、プライバシー等に配慮する観点から慎重な検討が必要であると考えられ、単に復元するのではなく、月日を「N日」「N+1日」とするなど、工夫が必要であると考えられる。

○ 検討会における指摘（第10回〔令和5年7月19日実施〕議事録）

私がよく授業で取り上げる事件として未熟児網膜症訴訟というものがかつて多数提起されました。この一連の訴訟では、次第に下級審の救済基準が明確化され、厚生省研究班の報告書が出された1975年8月以降に出生し、未熟児網膜症に罹患した子供だけが救済対象になって、それ以前に生まれた子供は救済対象にならないというような判断がされていたので、その判断が適当だったかどうかということが最高裁で争われて、結論的には民集登載の平成7年判決がその判断を覆したということがあったわけですが、やはりそれも、生まれた子供の生年月日が少なくとも月単位では分かっていないと、その判決が何を言わんとしているのか、あるいはどういう子供が例外として認められたのかということが分からないわけですね。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 仮名加工民事裁判情報 保有民事裁判情報に含まれる特定の個人(当該保有民事裁判情報に係る裁判をした裁判官その他この号に規定する措置を講じなくてもその権利利益を害するおそれが少ないと認められる者として法務省令で定める者を除く。以下この号及び第十三条において同じ。)の氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる情報及び個人識別符号(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。以下この号において同じ。)の全部又は一部を削除する措置(当該情報及び個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。)を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように保有民事裁判情報を加工して得られる情報をいう。

四 (略)

2 (略)

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない

一 保有民事裁判情報の加工の方法に関する事項

二～四 (略)

五 苦情の処理に関する事項

六 (略)

3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施上不相当となったと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(仮名加工民事裁判情報の作成等)

第十三条 指定法人は、仮名加工民事裁判情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして法務省令で定める基準に従い、保有民事裁判情報を加工しなければならない。

2 (略)

○ 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）【令和4年法律第48号による改正後のもの・未施行】

(秘匿決定があった場合における閲覧等の制限の特則)

第三百三十三条の二 秘匿決定があった場合には、秘匿事項届出部分に係る訴訟記録等の閲覧等の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限る。

2 前項の場合において、裁判所は、申立てにより、決定で、訴訟記録等中秘匿事項届出部分以外のものであって秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載され、又は記録された部分（以下この条において「秘匿事項記載部分」という。）に係る訴訟記録等の閲覧等の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限ることができる。

3～6 (略)